

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和５７年１２月町田市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（設置） 第１条 学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）<u>第４条の規定に基づき町田市が実施する同法第３条第１項に規定する学校給食（以下「学校給食」という。）の充実に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> （所掌事務） 第２条 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、<u>学校給食に関し必要な事項について調査審議し、</u>答申する。 （組織） 第３条 協議会は、委員<u>１３人</u>以内をもって組織する。 <u>２ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u> <u>（１）学識経験を有する者 １人</u> <u>（２）保健医療関係者 １人</u> <u>（３）消費者団体の代表 １人</u> <u>（４）町田市立学校の児童又は生徒の保護者 ４人以内</u> <u>（５）町田市公立小学校長会又は町田市公立中学校長会の代表 ２人以内</u> <u>（６）町田市立学校の教員（学校長を除く。） ２人以内</u> <u>（７）栄養士又は調理員 ２人以内</u>	（設置） 第１条 <u>学校給食</u>（学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）<u>に定めるものをいう。以下同じ。）の充実に図るため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に町田市学校給食問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u> （協議会の任務） 第２条 協議会は、教育委員会の<u>学校給食に関する諮問に応じ、必要な事項について協議し、</u>答申する。 <u>２ 前項に定めるもののほか、協議会は、学校給食に関する諸施策について教育委員会に提言することができる。</u> （組織） 第３条 協議会は、委員<u>２５名</u>以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査審議するために必要があると認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、前項の特別又は専門の事項に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

(委員の選任)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学校長

(2) 教職員

(3) 栄養士・調理員代表

(4) 父母代表

(5) 保健・医療関係者

(6) 消費者団体の推薦する者

(7) 労働団体の推薦する者

(8) 商工業者

(9) 農業従事者

(10) 学識経験者

(11) 市の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開を原則とする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、町田市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年1月22日から施行する。